



シルバー会員になると

- ・就業実績に応じた配分金が得られます
- ・就業中の会員本人のケガに保険が適用されます
- ・就業中に他人の財物を壊してしまった場合も保険が適用されます
- ・就業は、複数人で行うので安心です

東秩父村シルバー人材センターは、令和3年9月の就業開始以来主に村内の皆様より依頼を受けて、機械除草、剪定、チェンソー作業を中心に落葉掃き、家の中の片付け、墓地清掃などを行っています。令和4年度からは役場からの業務委託を受け除草等の他にゴミ収集ステーションへのご設置・撤収や防災タブレット保守巡回業務を行ってまいりました。事業開始当初は、9名の会員で発足し、現在は33名にまで増えてまいりましたが、依頼件数も増加しており、会員の増強が必須の状況と言えます。村内の環境保持や生きがいづくりにもなりますので、会員登録をご検討ください。

シルバー人材センター
会 員 募 集 中 !

デイサービス事業紹介



令和6年度4月より、介護予防通所型事業（わしのちゃんハウス）をスタートさせ1ヶ月が過ぎました。

日中独居や高齢者世帯の方も対象となり、人数が増え賑やかに実施しています。身体機能の維持及び向上、社会的孤立感の解消などを目的とし、ご自宅での自立した生活が少しでも継続出来る様サポートして参ります。

月	開催日	月	開催日	基本利用料は、3,000円 で、個人負担は、負担割合により変わります。	負担割合	利用料
6月	6日・20日・27日	11月	7日・21日・28日		1割	300円
7月	4日・18日・25日	12月	5日・19日・26日		2割	600円
8月	1日・22日・29日	1月	16日・23日・30日		3割	900円
9月	5日・12日・26日	2月	6日・20日・27日	○対象者は、要支援1・2又事業対象者です。 ○利用料以外にお弁当代300円頂きます。		
10月	3日・24日・31日	3月	6日・13日・27日			



○金婚を迎えられたご夫婦をお祝いします

該当すると思われるご夫婦は、7月8日(月)までに、社会福祉協議会へご連絡をお願いします。
なお、準備の都合上、7月8日を過ぎると、お祝いできませんのでご注意ください。

●対象となるご夫婦

1. 現在、東秩父村在住で、昭和49年1月1日～昭和50年3月31日までの間に婚姻届を提出されたご夫婦。
2. この期間以前に結婚し、まだ当社協で金婚のお祝いを受けていないご夫婦。なお、東秩父村に本籍のないご夫婦には、戸籍の全部事項証明(謄本)を提出していただきます。

○敬老事業対象の方へ

社会福祉協議会では、毎年敬老の日に合わせて、氏名、年齢、生年月日を記載した敬老会対象者名簿を作成し、対象の方にお配りしています。

●対 象 昭和25年3月31日以前にお生まれになった方

●敬老会 9月16日に開催予定(8月初旬に別途ご案内します)

※令和5年度までは、実施年の12月31日時点での年齢・年数で各お祝いを実施してまいりましたが、内閣総理大臣からの百歳のお祝いが翌年の3月31日生まれまでの方を対象としているため、当社協からの記念品も同時期に贈呈できるよう、変更致します。これに合わせ米寿・金婚祝についても、令和6年度より対象者の基準を変更いたしますのでご注意ください。

◆申込み・問合せ先 東秩父村社会福祉協議会 ☎82-1238

6月の シルバー人材センター 入会説明会は

期日 6月13日(木)
午前10時より
会場 コミュニティセンター

※お待ちしております

第1回出前講座を開催

5月13日(月)に第1回出前講座をコミュニティセンターで開催しました。

わしのさと健康体操終了後の時間をお借りして実施していきます。福祉・介護の事で日頃疑問に思っていることなどありましたら、是非質問してみてください。



たより雑感
先月から気温が上がったことと、雨も降る事が多く、草が目に見えて伸びてきています。それに伴いシルバー人材センターへの依頼も多くなってきました。
最近の傾向は、空き家となった実家の周辺の除草・剪定の依頼と、これまでお願いしてきた人が、体調不良等で除草作業ができなくなつたために、シルバー人材センターにお願いしたいという依頼が多くなつてきています。
依頼に對しましては、会員と事務局担当者が現場を確認させていただき、おおよその日数と金額をお伝えして、ご了解いただいた場合に実際の作業に入らせていただきます。
会員が少ない現状で、作業までに日数を要する場合もあります。予定されている方は、早めにご相談いただくと、草等の伸びに對して適当な時期にお伺いできると思いますので、ご連絡をお待ちしています。